

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	三原テレビ放送株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	10%というのは、条件不利地域と思われるが、そもそも全国には条件不利地域が多数存在する。そういう中で、リスクを取り基盤整備を進めた自治体やケーブルテレビ事業者が地道に地域の情報化に取り組んできたことに目を向けるべきで、現存する未整備エリアはNTTに全てを背負わすのではなく、その市町の自助努力で解決すべきである。未整備エリアの市町は、情報化は必要ないと判断した地域であり、税金を他の分野に充てているとおもわれる。今さらの感はあるが、その責任は当該市町が全て負うべきである。労力と費用と時間をかけたものが、不公平な扱いを受ける事態は絶対避けるべきであると考え。もしNTTに全て敷設させるということになれば、全国で先行整備した条件不利地域のケーブルテレビ施設を国が全て買い取ってからということが条件であると考え。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	そもそも国民すべてが、超高速ブロードバンドを望んでいるのか甚だ疑問である。現在10Mbpsもあれば十分であり、超高速でなくても満足できる状態にある。何が何でも光でなければだめだとする考え方に対し理解に苦しむ。HFCでも十分に顧客に満足いただいている。確かに料金が下がれば利用率は若干は高まると思うが、設備投資額を回収するということを考えれば、値下げする幅があるのだろうか。NTTを分割して、設備保有会社を作ろうとされているやに聞いているが、国営化に逆戻りする危惧を抱かざるを得ない。どこが公平な競争ができていないか明らかにしたうえで、その対策を考えるのが筋だと思う。